

いの健北海道センター 総選挙に向けたアピール

国民生活無視「自己都合解散」に抗議し、働き甲斐ある平和な社会の実現めざし、選挙権を行使しよう！

高市早苗首相は1月23日通常国会冒頭で衆議院を解散し、1月27日公示、2月8日投開票の日程で総選挙に打って出ました。厳冬期に解散の大儀の無い、内閣の高支持率のみを抛り所に、政権基盤の強化を図ろうとする全くの「自己都合解散」に他ならず、私たち「いの健北海道センター」は、こうした政権の暴挙に抗議するものです。

現政権は国民に果たすべき説明責任があります。

第1は高市首相自身の不透明な政治資金の流れについての説明です。

第2は首相自身も支援を受けていた、反社会勢力「旧統一協会」との関係についてです。

第3は中国、ロシア両国に対して、「力による現用変更は認めない」と言ってきましたが、トランプ政権が1月早々ベネゼエラに軍事侵攻、大統領夫妻を拉致しアメリカに連れ帰ったことに對し、他国の首脳は「国際法違反」「国連憲章違反」と懸念を表す中で高市首相は何らの批判や懸念を表していないことです。

第4は、台湾有事の際に、日本が「存立危機事態」として自衛隊派兵を行うとした発言に撤回を求めた中国との関係を悪化させた責任についての説明です。

就任直後から「馬車馬のように働き」「ライフワークバランスを捨てて」などの問題発言を繰り返していた高市首相は、過労死遺族や国民の運動が勝ち取ってきた「時間外労働規制」を、財界の意向を受けて「規制緩和」の支持を厚労大臣に指示しました。「働き方改革」への逆行です。

多くの国民が望む物価高対策や、医療・介護の充実と国民負担率の軽減、教育無償化、膨張し続ける他国への攻撃能力強化を進める防衛費予算の是非などの国会審議を後回しにして、「自己都合解散」を行った高市政権に対しては、日本国憲法の視点に立ち、働く者の立場からの審判を下す必要があります。

戦争はしない、させない、ジェンダー平等、暮らしの不安なく働き甲斐のある世の中をめざして、有権者である私たち一人一人が大切な選挙権を行使しましょう。

いのちと健康まもる道センターにゅーす

NO. 494

2026. 2. 1

認定 NPO法人
働く人びとのいのちと健康をまもる
北海道センター

〒003-0803

札幌市白石区菊

水3条3丁目2-40

011-825-4032

FAX : 825-4040

E-mail:hchs

@snow.px.to



1月27日の日赤本社前抗議宣伝

村山裁判が3月12日に予定されている第10回期日に向け、大詰めを迎えています。前回期日では、和解の話し合いが、赤十字病院側の不誠実な対応もあり、全く合意できない内容でした。3月12日に向けては、裁判所から原告、被告の双方に向け和解案が提示されることになっています。

「支援する会」では、日本赤十字本社に対し、誠意ある態度を示すようにと、昨年11月より本社前で抗議の宣伝行動を継続しています。また日赤本社宛ての要請ハガキ、釧路市内4万4千戸に裁判の取り組みと、公正な判決を求める署名を掲載してチラシを配布し、多くの反響が寄せられています。WEB

大詰め迎える釧路日赤新人看護師パワハラ自死民事裁判
誠意ある対応求め
日本赤十字社に要請の行動

署名も取り組まれています。1月からは毎週火曜日朝に、釧路日赤病院前でのスタンディングも開催されました。

1月27日にも東京の日本赤十字本社前で宣伝が行われ9名が参加しています。

こうした取り組みに対し、日赤側代理人は、裁判所経由で、原告代理人の尾林弁護士に対し、

「日赤本社前での抗議行動で効果があるのか？和解が遠のくだけ」との圧力をかけていますが、尾林弁護士は「様々な取り組みが確実に日赤本社を追い詰めている現れ」として、取り組みの重要性を語っています。

和解に向けた取り組みは、原告が納得する回答が出されるまで続きます。

次回は2月10日（火）に日赤本社前での抗議宣伝が予定されています。

大詰めを迎えた村山裁判に引き続き皆さんのご支援をお願いします。



一般職待遇改善のプロジェクトの取り組み

勤医協労働組合中央病院支部 横田恵美

私たちは、北海道勤医協の一般職処遇改善を目的にプロジェクトを行っています。法人は、2018年に、5年をかけて全てのパートを一般職にする労働組合に申し入れをしました。この年は、有期雇用労働者の無期雇用転換が始まった年でもあります。

継続加算、介護福祉資格取得者の手当などがあり、それらを合わせて基本給となります。職種や勤続年数、資格により賃金が決定されます。

労組は、以前から正職員への転換を求めています。パートから一般職への転換には、事務職、用務職は5年以上の勤務、介護職は1年以上の勤務、居住地変更を伴う異動がない、課長以上の昇進がない、学力試験と面談が条件でした。労組は、試験や給与号俸のあり方について交渉し、学力試験は作文提出の筆記試験へ、経歴加算は5年目から勝ち取り、申し入れを合意し、一部職種に一般職の制度が拡大しました。一般職ではない正職員のことを総合職と呼び方もこの時に始まりました。次は、賃金の比較です。

のらから セミナー 発言

総合職は本給が年齢給の形態を取っており、加えて勤

続加算、介護福祉資格取得者の手当などがあり、それらを合わせて基本給となります。職種や勤続年数、資格により賃金が決定されます。

一方、一般職は同じく年齢給にはなっていますが、数百円程度の昇給、加えて職務経歴加算が設定されました。この加算は一般職にない加算であり、全員が5年目からスタートすることができましたが、資格手当は除外されました。月給を時給換算にしてみると、1179円でした。現在、北海道の最低賃金は1075円です。一般職は正職員といってもそれほど高い時給ではないことがわかります。一般職の多くは40代から50代です。同じ年齢の総合職と比べると6割程度の支給額になっています。

2018年以降、最低賃金の改定が毎年のように実行され、金額も年々上がっています。パート職員の時給が下回るため、ここ数年パートの賃金号俸が変わっています。一般職も企業内最低賃金を下回るため、33歳までが一律の16万6千4百円となりました。

2025年10月以降の最賃に下回る部分についてはまだ決着しておらず、最賃以下にならないよう求めています。この賃金が意味をなさないところまで来ています。

60歳からは正職員の基本給が59歳時点の8割にカットされる問題も、数年前から最低賃金下回るため16万6千4百円となっています。

労組の取り組みとして、中央病院支部では、パートの時から組合活動をしてきたメンバーを中心に、一般職の処遇改善のため委員会を立ち上げました。これらの活動で、処遇改善を望む声、労組を信頼していない声、処遇改善よりも増員要求と様々な意見が出ました。また、対立すると思われた総合職へは、大会にて発言したところ、一般職の処遇がここまで低いことを知らないという実態も明らかになってきました。労組としてどの程度の是正が妥当かの結論がついていかなかったり、処遇改善が一致した意見なのかという課題もあります。2020年、パートタイム有期雇用労働法の改正により、不合理な待遇差が禁止されましたが、正職員と非正職員の待遇差は依然としてあります。労組

の格差是正の要求に対して、法人の回答は、原資がないとか、正職員には必要で非正規職員には不必要と考える項目があると回答されることもあります。その中で、一般職について賃金の低さや最賃を下回ることにについて、総合職にはされたことのない回答や新たな考え方の申し入れがされる傾向にあります。

まとめです。生活と労働の課題として、広域転勤がなく労働時間が守られることは働く多くの人にとって良いシステムですが、逆を言えば、広域転勤があり労働時間が守られない雇用形態では、子育て、介護、女性などが除外されてしまいます。パートや女性労働者の課題として、長年パート雇用などで勤務していた女性が多数を占める雇用形態における水準の低さが法人の課題としてあります。

北海道勤医協に限らず、同一労働同一賃金が原則となっても、それを改善する原資、補助金の規模が小さく、経営体力がない法人は是正が困難となっております。

ご清聴ありがとうございます。

介護事業者廃休業過去最多

ヘルパー事業で突出
東京商工リサーチ発表

1月23日、東京商工リサーチは、2025年の「介護事業者」の休業・解散が全国で653件（前年比6.6%増）に達し、4年連続で最多を更新したと発表しました。

また事業所倒産も176件発生し過去最多となりました。

「休業・解散」の内訳は、訪問介護465件（対前年3.7%増）、通所・短期入所95件（同35.7%増）、有料老人ホーム23件（同8.0%）となり、訪問介護事業所の休業・解散が突出しています。

介護事業者は、コロナ禍前よりヘルパーなどの人手不足慢性化に加え、高齢化の進行と、他産業で賃上げが進むなかあつて、介護職員への処遇改善が遅々として進まない事で人手不足に歯止めがかかっていません。

高齢化が進む日本に必要なケア労働者の養成・確保と介護事業所経営安定のためには、介護保険に対する国の負担を増やし、介護職員の処遇改善を思い切った進める施策が必要と見られます。今回の選挙でも大きな争点となるべきです。

「総合医療」先進国キューバ渡航記

理事長 医師 細川誉至雄

1. はじめに

昨年12月9日〜17日まで、NPO法人日本・キューバ科学技術交流委員会主催のキューバとの交流に行ってきました。

今回はコロナ感染症で交流が途絶えていた7年ぶりの交流再開でした。1年前に木村文平会長が単独で視察に行き、交流の打ち合わせを行い準備してきました。経済的に困難な状況が続いているキューバですが、最新の現地の医療状

況を知り、交流することが今回の目的です。

経路としては成田からメキシコ経由でハバナへ乗り継ぎました。

キューバの面積は約11万平方キロメートル（世界で104番目の面積）で、日本の約1/3の広さ、北海道の約1.2倍です。カリブ海に浮かぶ最大の島です（図）。キューバの人口は約1,100万人（日本の約1/10）で、首都ハバナに人口が集中しています。



2025/12/10

日本・キューバ科学技術交流委員会の訪問団一行

日本とキューバは歴史的に第二次世界大戦を除き長い間友好関係にあります。キューバは予防医学で2000年代初頭から世界で注目されるようになりました。

2. 参加者と支援物資

参加者は医療部会（医師）7名、農学部会3名の計10名（写真）です。農業部会3名はパラグアイやその他南米を訪



問後で別行動でしたので、ここでは医療部会の医学交流について報告をします。

今回支援物資として手術器機（二百数十万円）や手動式血圧計、医薬品（抗生物質や座薬など約25万円）をキャリケースにいれ持ち込みました。すべて日本から寄付されたものです。しかしメキシコの税関を通してもらえるかが問題だったので、在日キューバ大使館（東京）やメキシコ大使館との連絡を取りながら、やっと直前にOKをもらうまで大変でした。

3. 現地に到着してからの流れ日程

1日目はキューバ・日本科学技術交流委員会との会合、2日目は保健省で医薬品等の贈呈を行い、午後はガルシア

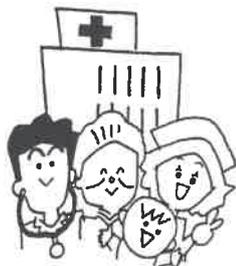
病院と最新のワクチン開発施設を見学しました。3日目はアモン・ゴンザエズ・コロ病院（産婦人科専門）、午後は、INOR（がんセンター）訪問、4日目は大学付属ポリクリニコ（診療所・アベラルド・ラミレス・マルケス）を訪問し歯科診療部等も見学。また在キューバ日本大使公邸で昼食会（葦田竜也JICAキューバ事務所長も参加）に招待していただき、キューバの現状を中村和人大使より聞くことができました。

最終日はCITMAでまとめの会議を行い、帰途につきました。

4. 観光、その他

ガルシア病院のタニア教授

家で夕食（手作りのキューバ食）をごちそうになり現地の状況を伺いました。旧市街地見学、コヒマル（ヘミングウェイの老人と海の舞台）、トロピカーナ（野営の踊り劇場）、またバラデロで滞在した時にサルサレツスンを受けました。以上交流の概要を報告しましたが、次回以降具体的に触れたいと思います。



いの健センター安定運営のための募金と会員拡大のお願い

いの健北海道センターは、札幌市の認定NPOとして認可を受けており、寄付金が税控除対象になるなど公益性の高いNPO団体となっています。

財政活動としての収益事業を行う事が出来ず、会員収入と募金が主な収入源となっています。近年、加盟労働組合の解散等で会員数と会費収入が減少しています。いの健道センターの運営を財政的にも安定させるため、会員のみならず、みなさま方の周りの方々に、いの健道センターへの募金と入会を広く呼び掛けていただきますようお願い致します。

募金振込先

北洋銀行 本店 普通預金 0137846
名義人 NPO法人働く人びとのいのちと健康まもる 北海道センター
郵便振替口座 02720-9-69910
名義人 NPO法人いの健北海道センター

病院・診療所倒産 昨年41件 3年連続で増

477医療機関が消滅、深刻な受領権侵害許さない 政治を

病院や診療所（歯科を除く）を運営する事業者の倒産が2025年に41件（前年比5・1%増）となり、3年連続で前年を上回ったことが19日、東京商工リサーチの調査でわかりました。過去20年間で最多だった09年（42件）に次いで多い件数です。同社は「医療機関の収入源である診療報酬が、物価高騰や賃上げに追いつかないことが大きな要因」「地域医療を担う中堅規模の病院の倒産が際立っている」としています。

41社の負債総額は253億1900万円で、前年比12・1%増。コロナ禍の20年を底にして5年連続で前年を上回りました。負債1億円以上が31件で全体の75・6%を占めました。病院（ベッド数20床以上）の倒産は12件で、前年（7件）の1・7倍となりました。従業員数は300人以上が2件（前年同数）、50人〜300人未満が10件（同5件）、20人〜50人未満が5件（前年2件）でした。東京商工リサーチによると、倒産のほかに休廃業・解散が25年に436件あり、「事業者の消滅」件数は477件にのぼり

ました。（1月20日付「赤旗」）

この間、日本医師会をはじめとする医療関係団体は「地域の病院が突然無くなる」と、全国各地で診療報酬の引き上げなどを求める取り組みとして、多くの地方議会でも意見書が上がるなど地域医療をまもる闘いとして取組まれ、来年度概算要求では診療報酬の3・09%引き上げが盛り込まれました。

医療経営の安定化と、職員の処遇改善には10%の報酬引き上げが必要と言われ、十分な内容ではありませんが、闘いによって勝ち取られた貴重な成果でもあります。

2月8日に投票を迎える総選挙で高市政権は、防衛費は10兆円に迫る増額の一方、医療費4兆円削減、OTC類似薬保険外しを狙っています。

国民が安心して医療を受ける権利と医療機関をまもるためにも、「ミサイルよりもケアを」の政治の選択が求められています。



退職強要で、うつ病を発症した女性の損害賠償民事訴訟札幌高裁で勝訴

Aさんは、2019年6月より、勤務先の専務、社長による退職強要や人格否定のパワハラを受け、2020年9月にうつ病の診断を受け休職、退職後労災を申請し、2022年1月にパワハラによる労災が認められました。（いのち健康ニュース2022年2月1日号既報）。

その後も療養を継続していたAさんは、「自分をこんな状態に追い込んだ経営幹部が許せない」と損害賠償の民事訴訟を起こし係争していました。

昨年12月、札幌高裁で原告勝訴の判決が下されました。ただ、うつ病で4年以上も療養していたにもかかわらず、裁判所の判決の中で、「うつ病は2年で改善する」という、被災者の状況

を考慮しない内容で、賠償額も原告が求めていた金額の半分に減額される不十分な内容でした。それでもAさんは、「療養で苦勞した日々が認められなかった事には不満は残るが、概ね自分の主張が認められ、会社の経営陣に非を認めさせることが出来た。健康に不安は残るが、前を向いていきたい」と語りました。

【本人の手記】「パワハラが明確に認定され、社長、専務らへの支払い命令が下されました。発病から4年を経ても症状は安定せず深刻ですが、本件に尽力頂きました弁護士の方、いのち健康センターに深く感謝申し上げます」。

第4回理事会報告

【開催日】

1月16日（金） 18時〜いのち健康センター WEB

【報告事項】

- ① 入退会報告
- ② 係争事案報告
- ③ 村山裁判報告
- ④ 全国センター総会・セミナー実行委員会報告

【協議事項】

- ① 行政への要請と労働局との懇談・要請について
- ② いのち健康センターと財政の安定化について
- ③ 次号のニュース企画
- ④ 今後の予定
- ⑤ 次回の理事会日程
- ⑥ その他

2026 国際女性デー 全道集会

2026年 3月8日 12時50分〜13時20分

共済ホール 北海道札幌市中央区北4条西1丁目

オープニング 「リコーダー・古楽の仲間」による演奏

記念講演 安田浩一さん

排外主義は何をこわすか

～差別と偏見の現場取材して

NOヘイト NO! WAR

2026 国際女性デー全道集会実行委員会

2月以降の予定

- 2/ 6 北海道労働局懇談要請行動
- いのち健康4役会議・事務局会議
- 8 総選挙投票開票日
- 10 村山裁判日赤本社抗議宣伝行動
- 3/12 村山裁判第10回期日
- 13 釧路日赤前宣伝行動
- 19 いのち健康センター第5回理事会